

# Dataline

## A look at current financial reporting issues

No. 2013-06  
April 17, 2013

### 貸借対照表上の相殺表示

#### 新たな開示要求事項に関する質問と解説

#### 目次:

概要 .....	1
要点 .....	1
概説 .....	2
質問と解説 .....	3
範囲 .....	3
表示 .....	4
質問 .....	7

#### 概要

#### 要点

- 2013年1月、米国財務会計基準審議会 (FASB) は会計基準アップデート (Accounting Standard Update: ASU) No.2013-01「資産と負債の相殺についての開示の適用範囲の明確化 (Clarifying the Scope of Disclosures about Offsetting Assets and Liabilities)」を公表しました。このASUは、2011年12月に公表された新ガイダンスに盛り込まれている、貸借対照表上の相殺表示に関する開示規定の適用範囲を以下に限定するものです。
  - 会計基準コーディフィケーション (ASC) 815「デリバティブおよびヘッジ」に従って会計処理した認識済みのデリバティブ商品 (区分処理した組込デリバティブを含む)
  - 売現先および買現先
  - 証券貸借取引
- 貸借対照表上の相殺に関する開示規定では、以下の取引の総額および純額の情報の表示を求めています。すなわち、(1)財務諸表上相殺表示される取引、または、(2)財政状態計算書で実際に相殺されるか否かにかかわらず、強制力のあるマスター・ネットイング契約もしくは類似契約の対象となる取引。
- 今回公表された開示要求事項は、2013年1月1日以後に開始する年次報告期間および当該年次報告期間の中間期から適用されます。また、事業体は、比較期間について遡及的に開示を行うことになります。
- 企業が新たな開示のドラフト作成を開始したことにより、適用に関する多くの質問が提起されています。本Datalineの質問および解説は、企業が開示を最終化する際に役立つと考えられます。



## 概説

1. 2011年12月にFASBはASU2011-11「資産と負債の相殺表示に関する開示」(以下、このASUと合わせて「本基準」と総称する)を公表しました。当初の開示要求事項の適用範囲には、認識済みの金融商品およびデリバティブ商品が含まれていました。
2. ASU 2011-11の公表を受けて、さまざまな業界の関係者から開示要求事項の対象が広範囲に及ぶ可能性に対する懸念が表明されました。一部の者は、今回のガイダンスが、売上債権および仕入債務など、デフォルトの場合に当事者に「純額決済」を許容する標準的な商業条項が付された契約を含む幅広い契約を意図せず適用対象とする可能性があるのではないかとの問題を提起しました。
3. こうした懸念を受けて、FASBは、ASUの公表により貸借対照表上の相殺表示の範囲を明確化しました。このASUは、開示規定の適用範囲を以下に限定しています。
  - ASC815「デリバティブおよびヘッジ」に従って会計処理された認識済みのデリバティブ金融商品(区分処理した組込デリバティブを含む)
  - 売現先および買現先
  - 証券貸借取引
4. 本基準が適用範囲とする資産と負債に関しては、事業体は、資産と負債の情報とは別に特定の定量的情報を表形式で開示することを求められます。開示が要求される情報は以下の通りです。
  - a) 認識済み資産と認識済み負債の総額
  - b) 財政状態計算書に表示する純額を決定するためにASC210-20-45およびASC815-10-45のガイダンスに従って相殺された金額
  - c) 財政状態計算書に表示する純額
  - d) (b)に含まれるもの以外の強制力のあるマスター・ネットリング契約または類似契約の対象となる金額
    1. 以下のいずれかに該当する認識済みの金融商品および他のデリバティブ金融商品に関連する金額
      - a. 経営者が相殺しないとの会計方針の選択を行う
      - b. ASC210-20-45またはASC815-10-45のいずれかのガイダンスの一部またはすべてを満たさない
    2. 金融担保(現金担保を含む)に関連した金額
  - e) (c)の金額から(d)の金額を控除した後の純額
5. 本基準は特定の項目の開示方法に関しては柔軟な対応を認めています。たとえば、企業は上記の(c)から(e)の項目の開示を金融商品の種類別または取引相手別の開示のいずれかを選択することができます。通常、開示は表形式で行われることが期待されています。また本基準には、その適用を説明するためにいくつかの設例が含まれています。ガイダンスの設例は、表形式の開示で使用することができる以下のような見出しを提示しています。

				財政状態計算書上 相殺されない総額		
説明	認識済みの 資産の総額	財政状態計算書上 相殺された総額	財政状態計算書に 表示された資産の 純額	金融商品	受入現金担保	純額
	A	B	C = A - B	Da	Db	E = C - D

6. しかしながら、本基準には特定の開示要求事項が定められています。たとえば、超過担保金額を含める開示については上限が設けられています。本基準では、貸付金の帳簿価額が9,000万ドル、受入担保の公正価値が1億5百万ドルである担保付貸付として会計処理されるリバース・レポ取引を報告企業が実行した場合の設例を示しています。同設例は、担保権が金融商品全体に実行できる場合でない限り、開示に含める受入担保額の上限は、9,000万ドルであると説明しています。

## 質問と解説

### 範囲

#### 質問 1

報告企業は取引が「マスター・ネットティング契約」もしくは「類似契約」の対象になるとどのように判断すべきでしょうか？

#### 解説

本基準では、「マスター・ネットティング契約」もしくは「類似契約」という用語を明確には定義していません。ASC815-10-45-5は、マスター・ネットティング契約に関して次のように述べ、一定の見解を示しています。

「報告企業が、複数のデリバティブ金融商品(同種か否かを問わず)の契約を単一の取引相手と締結しており、契約のいずれか一つでもデフォルトまたは終了した際に、単一通貨による一度の支払ですべての契約を純額決済する旨定める契約上の合意がなされている場合に、マスター・ネットティング契約が存在する。」

また、マスター・ネットティング契約はASC210-20-45の中でも言及されています。ある取引がマスター・ネットティング契約もしくは類似契約の対象となるか否か、またその結果として新たな開示要求事項に該当するか否かの決定にあたっては、法的な分析と判断が求められる。

通常、デリバティブ取引は国際スワップデリバティブ協会(「ISDA」)の契約書に準拠します。これらの契約書はデリバティブ取引の取引当事者によって広く利用されており、通常の業務として純額決済が可能となり、契約当事者の一方が倒産またはデフォルトに陥った場合に、契約の相手方によるすべての契約の相殺を認めています。ある契約がマスター・ネットティング契約もしくは類似契約の定義を満たすか否かの判断にあたっては弁護士の助言が必要になりますが、ほとんどの財務諸表作成者が標準的なISDA契約はこの定義を満たすと結論付けているとPwCは理解しています。

弁護士が契約がマスター・ネットティング契約(または類似契約)の定義を満たすと結論付けた場合、単一通貨建て取引のみならず、その契約の対象で本基準が適用されるすべての取引は開示事項の「D」欄に含まれる(財務諸表上相殺表示されない範囲で)と考えるべきです。

ほとんどの場合、弁護士の見解は、当該企業/取引相手が有する法的権利を判断する際に重要になってきます。その判断は契約ごとに変わる可能性があり、法的権利は管轄地ごとに異なる可能性があるためです。この分析には、契約自体の運用と相殺権の強制可能性についての分析が含まれるべきです。

### 質問 2

報告企業が先物市場で取引を行っている場合、先物契約が未決済であるが、定期的に現金支払を受けている場合には、当該支払額を表形式の開示の「B」欄もしくは「D」欄のいずれに含めるべきでしょうか？

### 解説

先物市場で取引を行っている事業体は、多くの場合、ブローカーや先物取引所との間で証拠金勘定を維持することが要求されます。また未決済の先物契約は、契約条件によっては、相場の変動に応じて定期的な現金支払いが求められる場合があります。そのような現金の支払いが契約の決済（そして新たな契約の締結）に該当するか、あるいは担保差し入れに該当するかの判断は、何が開示事項として要求されるかに影響を与える可能性があります。クライアントの方は、この判断に際しては弁護士に相談する必要があります。

PwCは、証拠金の額および定期的な現金支払いが未決済のポジションに係る担保の額とみなされる場合には、表形式の開示に含めるべきであると考えます。一方、かかる金額が未決済の契約の決済であるとみなされる場合には、担保とはみなされない可能性があるため、表形式の開示に含めることは要求されないこととなります。

### 表示

### 質問 3

報告企業は、「C」欄と貸借対照表の各財務諸表項目との間の調整をどのように行うべきでしょうか？

### 解説

本基準は、取引残高が財政状態計算書上相殺表示されるか否かにかかわらず、マスター・ネットティング契約もしくは類似契約の対象となる取引に関して総額および純額での残高の開示を要求しています。企業が開示の適用対象であるが、ASC210またはASC815の相殺に関するガイダンスを満たさない金融商品を保有している場合、または、経営者が相殺表示を選択しない場合には、「A」欄で開示が要求される金額は「C」欄で開示が要求される金額と一致することとなります。

「C」欄で開示される金額は、財政状態計算書上の各財務諸表項目との間で調整が行われなければなりません。この両者間の調整を容易にするために、今回のASUは事業体がすべてのデリバティブ、売現先、証券貸借取引を、これら取引が強制力のあるマスター・ネットティング契約もしくは類似契約の対象であるか否かにかかわらず、開示に含めることを認めています。一般的に、企業はマスター・ネットティング契約もしくは類似契約の対象となる契約をそうではない契約と区別していますが、財政状態計算書との調整を容易にするために、それらも開示に含められます。

事業体がこの選択をせず、「C」欄の残高が他の残高（たとえば、マスター・ネットティング契約の対象ではないその他の資産または負債）を含む財務諸表項目と合算される場合、デリバティブ、売現先、または、証券貸借契約の残高の総額（マスター・ネットティング契約もしくは類似契約の対象ではないため開示の対象には含まれない契約も含む）との間の調整が行われるべきです。PwCは、財務諸表項目のその他の残高の内訳をこの調整に含めなければならないとは考えていません。

たとえば、デリバティブ資産が「その他資産」の一部として報告されている場合、上記の開示におけるデリバティブ資産と財務諸表項目との間の調整を行うにあたり、「その他資産」として計上されている他の項目の内訳を含める必要があるとは考えていません。

#### 質問 4

開示される担保残高は、既存の担保の開示との間で直接調整されるべきでしょうか？

#### 解説

それは場合によります。「D」欄で開示される相殺残高には現金担保と金融商品の担保の両方が含まれている場合があります。しかし、前述のパラグラフ6で論じられている通り、要求されている開示に含まれる相殺額には上限が設けられており、「D」欄で報告される金額は限定的なものである可能性があります。

この結果、超過担保が「D」欄から除外されることを考慮すると、本基準に従って開示される担保残高は既存の担保の開示と一致しない、もしくは、受入担保または差入担保の性質を読み手が十分に理解できない可能性があります。発行者は、要求されている開示の補足として超過担保に関する情報提供を望むかもしれません。

#### 質問 5

担保に係る開示は「オンバランス(貸借対照表に計上されている)」担保のみが対象でしょうか？

#### 解説

いいえ。本基準が要求する金融資産の担保の開示で示される残高は、財政状態計算書に含まれている場合もあれば、そうでない場合もあります。たとえば、担保付貸付として会計処理される買現先に係る担保は財政状態計算書に計上されないこととなります。そのような担保は財務諸表では認識されませんが、今回の開示要求事項では開示対象となります(ASC210-20-55-20およびASC210-20-55-21の設例1を参照)。

要求はされていないものの、開示される担保残高はさらに、オンバランス担保やオフバランス担保といった区分にさらに細分化することができます。この補足開示は、開示金額がどのように財務諸表に計上されているのかについて財務諸表利用者の理解を促進すると考えられます。

#### 質問 6

金融商品の開示を種類別か取引相手別かで細分化することを選択する場合、報告企業は担保をどのように配分すべきでしょうか？

#### 解説

「C」欄から「E」欄について、本基準の適用範囲にある総額および純額の残高を金融商品の種類別か取引相手別のいずれかで細分化することができます。開示者が開示を金融商品の種類別に細分化する場合、金融商品別の担保データは入手できない可能性があります。たとえば、単一のISDAマスター・ネットティング契約はさまざまな種類のデリバティブ金融商品を対象としている場合があります。場合によっては、単一のマスター・ネットティング契約が対象とするデリバティブ金融商品の公正価値の総額が所定の閾値を上回った時点でのみ担保が差し入れられます。

企業が金融商品の種類別開示を取引相手別に細分化することを選択する場合、ある特定の取引相手により差し入れられた、または、当該取引相手から受け入れた担保は、当該取引相手との間の金融商品それ

それに配分される必要があります。担保が金融商品ごとに差入れない場合があります(たとえば、ある種類の金融商品が含まれるプールに対して担保が差入れられる)、受入担保を金融商品の種類別に配分するにあたっては合理的な配分方法が用いられるべきであると考えます。取引相手別に貸借対照表上で適用される相殺(たとえば、開示の「B」欄)の配分にも同様のアプローチを取ることができます。

いずれの配分方法を採用するかは判断の問題であり、事実と状況によってさまざまな方法が適切となります。どのような方法を採用しようとも、事業体はその方法を一貫して適用し、使用した方法の開示を検討しなければなりません。事業体は、[「Guide to Accounting for Fair Value Measurements; Incorporating ASU 2011-04\(公正価値測定の会計処理に関するPwCガイド:ASU2011-04の内容の反映\)」](#)のセクション9.2.4およびセクション9.4に説明されている配分方法について検討する必要があるかもしれません。このPwCガイドには公正価値の決定における信用リスクの配分方法についての議論が含まれています。

### 質問 7

担保金額がデリバティブのポジションとデリバティブ以外のポジションの両方に関連する場合、報告企業はどのように担保を配分するべきでしょうか？

### 解説

事業体は、ある特定の取引相手との間で、ASC815に従いデリバティブとして会計処理されるデリバティブ取引と、デリバティブの定義を満たすか法的にはデリバティブとみなされるが、ASC815に従いデリバティブ取引としては会計処理されない(すなわち、適用除外の要件を満たしている)マスター・ネットリング契約もしくは類似契約の対象となる取引を行っている場合があります。担保はこれらの取引に対しネット・ポジションで差し入れられる場合があります。

このようなケースでは、事業体は、開示に担保残高全体を含めるべきか、配分された部分のみとするかを検討しなければなりません。いずれの配分方法を採用するかは判断の問題であり、事実と状況によってさまざまな方法が適切となる可能性があります。どのような方法を採用しようとも、事業体はその方法を一貫して適用し、使用した方法の開示を検討しなければなりません。

企業は、[「Guide to Accounting for Fair Value Measurements; Incorporating ASU 2011-04\(公正価値測定の会計処理に関するPwCガイド:ASU2011-04の内容の反映\)」](#)のセクション9.2.4およびセクション9.4に説明されている配分方法について検討する必要があるかもしれません。このPwCガイドには公正価値の決定における信用リスクの配分方法についての議論が含まれます。また事業体は、信用調整または相殺調整後に、財政状態計算書上デリバティブ取引をネット・ポジションで表示する場合、担保の配分のような項目に対して、既に配分方法を使用しているかどうかを検討しなければなりません。

### 質問 8

報告企業は定量的な開示を表形式で行うことが要求されるでしょうか？

### 解説

原則として要求されます。本基準は、別の形式がより適切でない限り、資産と負債を区別して、表形式により開示しなければならないとしています。

これらの開示要求事項に対応するために、新たな表形式による開示を行うことを選択する事業体もあれば、要求される情報を既存のデリバティブまたは売現先の開示に付け加えることを選択する事業体もあります。本基準で要求される情報を財務諸表の二つ以上の注記で開示する場合には、企業は注記間で相互参照を行わなければならないとされています。

## 質問 9

報告企業は定性的な開示を要求されるでしょうか？

### 解説

はい。規定された定量的開示に加えて、本基準は報告企業に定性的開示を要求しています。これには、強制力のあるマスター・ネットイング契約もしくは類似契約の対象となる認識済み資産と認識済み負債に関連する相殺権の説明(それらの権利の性質を含む)の提示も含まれます。また事業体によっては、本基準の全般的な目的を満たすために他の定性的開示も必要であると結論付けるかもしれません。

## 質問 10

報告企業は、デリバティブ金融商品をどの程度の水準で種類別に細分化すべきかをどのように評価すべきでしょうか？

### 解説

本基準の適用ガイダンスにおける設例3には、最先端の企業(sophisticated entities)の相殺開示の例が示されています。この設例ではデリバティブを商品別と清算方法別(たとえば、上場取引と店頭取引)に細分化しています。

この設例では、最先端の企業(sophisticated entities)とは「重大なデリバティブ取引」を行っている事業体であるとしています。この設例では、ASC815-10-50-4Dで定められているとおり、事業体がデリバティブの項目を内在するリスクにさらに細分化し、デリバティブの取引方法に基づきさらに細分化しています。

要求される細分化の水準の決定においては判断を要します。PwCは、取引の重要性に加え、企業のデリバティブ取引の程度(たとえば、広さと範囲)の他、事業上の目的が当該判断における要因になると考えています。

たとえば、非金融会社がヘッジ目的で重要なデリバティブ取引を行うかもしれませんが、その企業が実行するデリバティブ取引の種類または関連する清算方法が相対的に狭い範囲に留まる可能性があります(たとえば、もっぱら外国為替のデリバティブ取引である)。対照的に、広範囲に及ぶ(すなわち、重要である)デリバティブ業務を行い、複数の清算方法を使った複数の種類のデリバティブ取引を行う金融機関はより詳細な細分化された開示を検討する必要があります。

## 質問

7. 当 Dataline に関して質問がある PwC のクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。当 Dataline に関して質問があるエンゲージメント・チームは、National Professional Services Group の金融商品チーム(1-973-236-4803)のメンバーまでお問い合わせください。

*Datalines address current financial-reporting issues and are prepared by the National Professional Services Group of PwC. They are for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, register for CFOdirect Network ([www.cfodirect.pwc.com](http://www.cfodirect.pwc.com)), PwC's online resource for financial executives.*

© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.